

ろうきん 企業年金 NEWS

生活応援バンク
ろうきん

第2号

【第2号の内容】

1. 適格退職年金の最新事情

2. 年金確保支援法案の動向

<退職金・企業年金ポイント解説(2)> ~

退職金と企業年金の関係、内枠と外枠>

3. 平成23年度税制改正要望における企業年金関連事項

<トピックス: 適格退職年金の見直しなど、ろうきんが企業年金をサポートします

「企業年金に係るろうきんの取組み」リーフレットが完成しました! >



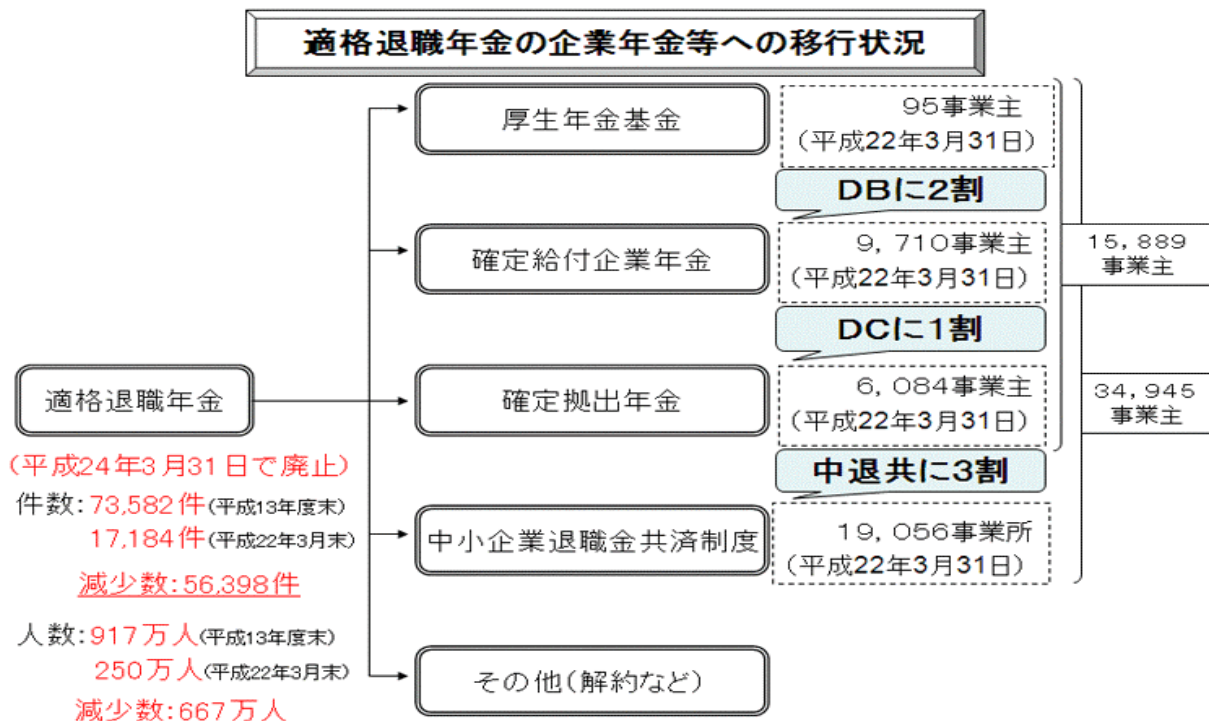
発行: 労働金庫連合会(営業推進部) 発行日: 2010年9月9日

1. 適格退職年金の最新事情

廃止期限(2012年3月末)まで残り1年半となった適格退職年金は、2010年3月末で17,184件、249万人(前年同月比▲8,257件、同▲99万人)まで減少しました。

対応としては、確定給付企業年金や確定拠出年金、中退共に移行するケースが多いようですが、廃止期限に間に合わないという理由で幹事会社が提案した総合型の確定給付企業年金を導入する「とりあえずDB移行」や適格退職年金で問題となった積立不足を発生させないために事業主主導で十分な検討抜きで確定拠出年金を導入する「とにかくDC移行」ということがあるようです。

退職金は賃金の後払い的性格があり、退職後の大切な生活資金です。適格退職年金を解約して従業員に分配し退職給付制度がなくなるというケースは避けなければなりません。企業年金に移行する場合でも、将来後悔することがないように労使で十分な検討を行うことが求められます。



出所: 年金情報、厚生労働省ホームページ

退職金・企業年金ポイント解説(2)~「退職金と企業年金の関係、内枠と外枠」

いわゆる「退職金」は、「退職一時金」と「企業年金」の組み合わせである場合が多く、そのうち、退職金規程の一部として退職年金規程を定めることを「内枠」方式、そうでない場合を「外枠」方式と言います。内枠の場合は、仮に企業年金が減額されても退職金規程を直さない限り減額分を退職一時金から支払うこととなりますが、外枠の場合には、「退職金」減額に直結しますので制度改定において注意が必要です。

2. 年金確保支援法案の動向

ろうきん企業年金NEWS第1号でお知らせした「確定拠出年金におけるマッチング拠出」を含む年金確保支援法案は、先の通常国会で成立せず「継続審議」となりました。当面、秋の臨時国会で審議を待つ状況ですが、ねじれ国会の影響もあって見通しを立てにくくなっています。

以下に改めて、年金確保支援法案のうち確定拠出年金に関連する部分を掲載します。退職給付制度において確定拠出年金を導入するかどうかの議論はさておき、企業年金制度としてその利用が拡大している以上、柔軟性や利便性が高まるであろうこの法案の成立に期待したいところです。

項目（今後の審議状況等により変わる可能性があります）	施行日（同左）
投資教育の継続的実施の明確化、住所情報の取得を企業年金連合会に委託可能とする	平成23年（2011年）4月1日
加入者の掛け金拠出を可能にするマッチング制度を創設する	平成24年（2012年）1月1日
- 企業型確定拠出年金の資格喪失年齢を65歳に引き上げる 70歳に達した自動移換者に、老齢給付金を支給する - 一定要件を満たす者について脱退一時金の支給要件を緩和する	公布日から起算し2年6月以内で政令で定める日

3. 平成23年度税制改正要望における企業年金関連事項（抜粋）

企業年金連合会など複数の団体が企業年金に関する要望を提出しています。要望はそれぞれの立場から見た「企業年金の課題」ともいえますが、今回参照した全団体が撤廃を要望した「特別法人税」（税率1.173%、2011年3月まで課税凍結中）は、復活した場合には企業年金の資産減額に直結しますので注意が必要です。詳しくは、各団体のホームページをご覧ください。

特別法人税の撤廃	適格退職年金廃止後の受給者への税制措置継続
年金確保支援法案の成立	確定給付企業年金における従業員拠出の所得控除制度創設
確定拠出年金の運用商品除外要件の緩和	キャシュバランス以外のハイブリッド型企業年金の創設
遺族給付の相続税非課税化もしくは範囲拡大	中小企業における退職給与引当金の損金算入制度の復活

出所：企業年金連合会・日本商工会議所・全銀協・信託協会・生命保険協会・日本損害保険協会・日本証券業協会（投資信託協会・全国証券取引所）のホームページ

<トピックス：「企業年金に係るろうきんの取組み」リーフレットが完成しました！>

[各企業年金制度の仕組みを図を使い簡単に説明するとともに「企業年金に係る役割発揮宣言」に基づく、ろうきんの企業年金サポートをご紹介します。](#)
[無料で配付いたしますので、気軽にお近くのろうきんへお申し付けください。](#)

「企業年金に係る役割発揮宣言」

特徴1：退職金や企業年金に係る情報を全国無料で提供いたします

⇒企業年金入門セミナー、確定拠出年金制度セミナーなど様々なご要望にお応えします

特徴2：確定拠出年金の加入者教育のお手伝いをローコストで行います

⇒確定拠出年金で重要な投資教育を1回5,000円＋教材費1部100円で提供します

特徴3：ろうきんは、企業型・個人型確定拠出年金を取り扱っています

⇒企業型：資産形成に有利な金利の元本確保型商品（5年定期預金）を提供しています

⇒個人型：企業型からの資産移換を始めとして全国のろうきんで受付を行っています



<退職金・企業年金に関するご要望・ご相談などがございましたら、お気軽にお問い合わせください>

労働金庫連合会 営業推進部 Tel:03-3295-9341 fax:03-3295-8039 E-mail:suishin@ho.rokinbank.or.jp